

(その1)



# 収支報告書

令和2年分  
開催分

(ふりがな) にきひろぶみこうえんかい

1 政治団体の名称 仁木博文後援会

2 主たる事務所の所在地 徳島県徳島市八万町大坪96-10

3 代表者の氏名 仁木 博文

4 会計責任者の氏名 市瀬 晋也

事務担当者の氏名

(電話) 松本 顕 0884-42-2812

(電話) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 有
<input type="checkbox"/> 無
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (候補者等)
資金管理団体の届出をした者の氏名 仁木 博文

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 仁木 博文
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (候補者等)
公職の候補者の氏名(2人目) _____
公職の種類 (現職・候補者の別) _____
公職の候補者の氏名(3人目) _____
公職の種類 (現職・候補者の別) _____

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	14,451,147
(前年からの繰越額)	51,147
(本年の収入額)	14,400,000
支 出 総 額	14,356,327
翌年への繰越額	94,820

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	14,400,000	
(ア)のうち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	14,400,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	14,400,000	

(その7)

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	仁木博文	1,000,000	R2/1/10	徳島県阿南市宝田町平岡862	医師	
2	仁木博文	1,000,000	R2/2/10	徳島県阿南市宝田町平岡862	医師	
3	仁木博文	1,000,000	R2/3/10	徳島県阿南市宝田町平岡862	医師	
4	仁木博文	1,000,000	R2/4/10	徳島県阿南市宝田町平岡862	医師	
5	仁木博文	1,000,000	R2/5/11	徳島県阿南市宝田町平岡862	医師	
6	仁木博文	1,000,000	R2/6/10	徳島県阿南市宝田町平岡862	医師	
7	仁木博文	1,000,000	R2/7/10	徳島県阿南市宝田町平岡862	医師	
8	仁木博文	1,000,000	R2/8/10	徳島県阿南市宝田町平岡862	医師	
9	仁木博文	1,000,000	R2/9/10	徳島県阿南市宝田町平岡862	医師	
10	仁木博文	900,000	R2/10/12	徳島県阿南市宝田町平岡862	医師	
11	仁木一郎	1,500,000	R2/11/1	徳島県阿南市宝田町平岡862	無職	
12	仁木恵子	1,500,000	R2/11/1	徳島県阿南市宝田町平岡862	無職	
13	仁木和代	1,500,000	R2/11/1	徳島県阿南市宝田町平岡862	会社員	
14						
15						
	その他の寄附					
	合 計	14,400,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,600,400		
(2) 光 熱 水 費	123,534		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	257,182		
(4) 事 務 所 費	2,493,519		
小 計	5,474,635	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	114,633		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	8,767,059	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	8,767,059		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	8,881,692	0	
合 計	14,356,327		

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	123,534				
	合 計	123,534				

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	折りたたみテーブル	21,318	R2/8/18	カウネット	東京都渋谷区東1丁目26番26号	
2	文房具	13,566	R2/10/2	文具館チャーリー	徳島県徳島市問屋町3丁目	
3	地図	26,950	R2/11/18	株式会社 ゼンリン	徳島県徳島市幸町1丁目44番地	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	その他の支出	195,348				
	合 計	257,182				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	料金後納郵便	31,059	R2/1/14	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	1月分家賃	127,315	R2/1/26	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	
3	1月分駐車場代	20,000	R2/1/26	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
4	料金後納郵便	50,132	R2/2/14	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	2月分家賃	127,315	R2/2/26	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	
6	2月分駐車場代	20,000	R2/2/26	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
7	電話料（2020年3月分）	15,058	R2/3/11	ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋1-9	
8	料金後納郵便	25,368	R2/3/16	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
9	1月分チャージ料	14,958	R2/3/25	株式会社 金剛	徳島市南内町1丁目11番地1	
10	3月分家賃	127,315	R2/3/26	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	
11	3月分駐車場代	20,000	R2/3/26	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
12	電話代	15,121	R2/4/11	ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋1-9	
13	料金後納郵便	33,220	R2/4/13	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
14	4月分家賃	127,315	R2/4/28	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	
15	4月分駐車場代	20,000	R2/4/28	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
16	電話代	15,038	R2/5/11	ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋1-9	
17	料金後納郵便	30,200	R2/5/19	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
18	政治資金監査報酬	110,000	R2/5/20	税理士法人YOU 上原英二	徳島県徳島市沖浜2丁目35番地	
19	5月分家賃	127,315	R2/5/26	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
20	5月分駐車場代	20,000	R2/5/26	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
21	料金後納郵便	15,704	R2/6/16	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
22	6月分家賃	127,315	R2/6/26	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	
23	6月分駐車場代	20,000	R2/6/26	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
24	火災保険料	21,680	R2/7/14	AIG損害保険会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番20号	
25	料金後納郵便	16,912	R2/7/15	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
26	再リース料	15,840	R2/7/20	株式会社 ヨンコービジネス	徳島県徳島市中前川町5丁目1番115	
27	7月分家賃	127,315	R2/7/26	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	
28	7月分駐車場代	20,000	R2/7/26	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
29	料金後納郵便	21,140	R2/8/12	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
30	8月分家賃	127,315	R2/8/26	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	
31	8月分駐車場代	20,000	R2/8/26	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
32	料金後納郵便	16,912	R2/9/18	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
33	9月分家賃	127,315	R2/9/26	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	
34	9月分駐車場代	20,000	R2/9/26	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
35	料金後納郵便	19,932	R2/10/16	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
36	10月分家賃	127,315	R2/10/26	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	
37	10月分駐車場代	20,000	R2/10/26	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
38	料金後納郵便	22,348	R2/11/16	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	



(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
39	11月分家賃	127,315	R2/11/26	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	
40	11月分駐車場代	20,000	R2/11/26	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
41	料金後納郵便	20,536	R2/12/10	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
42	11月ピカラ利用料	15,614	R2/12/16	株式会社 STネット	香川県高松市春日町1735番地	
43	12月分家賃	127,315	R2/12/26	(有)銀座福助	徳島県徳島市八万町川南145番地	
44	12月分駐車場代	20,000	R2/12/26	東 耕夫	徳島県名東郡佐那河内村上字仁井田53-2	
	その他の支出	198,967				
	合 計	2,493,519				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事・会議費・交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	お食事代	20,000	R2/7/12	神山シャングリラ	徳島県名西郡神山町上分府殿	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
その他の支出		94,633				
合 計		114,633				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	動画制作・SNSアップ作業	66,000	R2/3/19	株式会社 オリジナル	徳島県徳島市中洲町3丁目36-2	
2	動画制作・SNSアップ作業	99,000	R2/5/7	株式会社 オリジナル	徳島県徳島市中洲町3丁目36-2	
3	ポスター印刷代	170,500	R2/5/12	米崎印刷株式会社	徳島県阿南市日開野町九反ヶ坪111-3	
4	両面テープ代	25,185	R2/5/28	株式会社 アネシス	徳島県徳島市川内町上別宮南175-1	
5	動画制作・ポスターデザイン他	159,500	R2/6/8	株式会社 オリジナル	徳島県徳島市中洲町3丁目36-2	
6	動画制作・SNSアップ作業	66,000	R2/7/9	株式会社 オリジナル	徳島県徳島市中洲町3丁目36-2	
7	ハイゼット車両代	764,590	R2/8/27	株式会社 ヤマハシ	徳島県徳島市八万町下福万164番地	
8	看板デザイン料他	82,500	R2/8/28	株式会社 オリジナル	徳島県徳島市中洲町3丁目36-2	
9	看板代	204,600	R2/8/31	モリデザイン工房	徳島県阿南市羽ノ浦町古庄古野神4-37	
10	両面テープ代	50,371	R2/8/31	株式会社 アネシス	徳島県徳島市川内町上別宮南175-1	
11	プラダン他	12,419	R2/9/4	DCM ダイキ徳島西店	徳島県徳島市庄町3丁目11番地	
12	動画制作・SNSアップ作業	261,800	R2/9/11	株式会社 オリジナル	徳島県徳島市中洲町3丁目36-2	
13	車載用放送機材レンタル料	212,300	R2/9/14	株式会社 うさぎや	徳島県徳島市佐古三番町3の23	
14	OPP袋代	198,000	R2/10/12	ハイメール化成株式会社	徳島県徳島市春日2丁目4-5	
15	動画制作・SNSアップ作業	33,000	R2/11/6	株式会社 オリジナル	徳島県徳島市中洲町3丁目36-2	
16	ポスター印刷代	176,000	R2/11/20	米崎印刷株式会社	徳島県阿南市日開野町九反ヶ坪111-3	
17	プラダン他	11,501	R2/11/25	コーナン徳島住吉店	徳島県徳島市住吉6丁目3-10	
18	ゆうメール特別	271,377	R2/11/26	日本郵便株式会社 鴨島郵便局	徳島県吉野川市鴨島町上下島128-21	
19	ゆうメール特別	453,897	R2/11/26	日本郵便株式会社 小松島郵便局	徳島県小松島市堀川町2-7	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
20	ゆうメール特別	1,104,759	R2/11/26	日本郵便株式会社 徳島中央郵便局	徳島県徳島市八百屋町1-2	
21	ゆうメール特別	1,145,475	R2/11/26	日本郵便株式会社 阿南郵便局	徳島県阿南市富岡町滝の下4-2	
22	両面テープ代	100,742	R2/12/2	株式会社 アネシス	徳島県徳島市川内町上別宮南175-1	
23	ポスター・動画制作・SNS アップ作業	291,500	R2/12/11	合同会社 オリジナルリマーク	徳島県徳島市山城西4丁目18-1	
24	討議資料・ポスティング・ しおり・ハガキ	2,655,886	R2/12/11	合同会社 オリジナルリマーク	徳島県徳島市山城西4丁目18-1	
25	看板鋳板加工代	14,000	R2/12/12	鳥沢オート 眉山店	徳島県徳島市上八万町下中筋1-3	
	その他の支出	136,157				
	合 計	8,767,059				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 5月 18日

政治団体の名称 仁木博文後援会

会計責任者の氏名 市瀬

晋也



代表者の氏名


（代表者については解散時のみ記入すること）

## 政治資金監査報告書

令和3年5月17日

仁木博文後援会

代表 仁木 博文 殿

登録政治資金監査人 上原 英二   
登録番号 第 2389 号  
研修修了年月日 平成21年5月19日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、仁木博文後援会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、仁木博文後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。  
なお、明細書を必要とする支出はなく、明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

仁木博文後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、仁木博文後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上